

第 2 4 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 12 月 26 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和7年12月26日岩沼市役所1階第一会議室において、下記案件を審議するため、
第24回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第5 | 非農地証明願について |
| 日程第6 | 電気事業者等が送電用電気工作物等に供するための転用の届出について |
| 日程第7 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第9 | 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について |
| 日程第10 | 岩沼市地域計画の変更について（案） |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	9 番	鎌田 正治
10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子

2、欠席委員

8 番	菅原 龍也	12 番	渡邊 朗子
-----	-------	------	-------

3、農地利用最適化推進委員

18 番	佐藤 邦夫
------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 土手内 知輝
----------	-------	----------	-----------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第24回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、7番小田原智委員、9番鎌田正治委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、7件受理しております。今回報告いたします7件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。今回は、合意解約通知を2件受理しております。整理番号1は賃借人の労力不足によるもの、整理番号2は売買のために解約するものです。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上です。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、非農地証明願について、を議題といたします。 それでは、事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、非農地証明願について、報告いたします。今回は、3件受理しております。願出人・土地の所在・面積等については議案書に記載のとおりでございます。非農地化の事由としては、整理番号1、2については平成4年と平成7年にそれぞれ農地法の届出をなして駐車場として転用したが、地目変更登記が未了であったため。整理番号3については相続により願出人が土地を取得したところ、昭和38年頃から隣接宅地と跨って家屋用地として使用されており、経緯不明、かつ農地への復元が困難であるためです。当該証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっており、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したものです。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、電気事業者等が送電用電気工作物等に供するための転用の届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱 議 長		議案書の4頁をご覧ください。報告第4号、電気事業者等が送電用電気工作物等に供するための転用の届出について、報告いたします。今回は、2件受理しております。整理番号1については、携帯基地局鉄塔の塗装工事に伴う駐車場として、一時的に利用するもの。整理番号2については、携帯基地局の設置によるものです。なお、当該届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。 ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。

古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱	議案書の5頁から8頁、議案関係資料の1から12頁、15頁から24頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今回は8件となります。整理番号6については、申請人より保留にしたいと申し出がありましたので、次回の総会で審議いただく予定です。
議 長 三 品 英 樹 委 員	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。 農地法第3条の有償による所有権移転ということで申請がありました。譲渡人は申請事由として労働力不足で土地を手放すことを希望しており、譲受人は有償で譲り受けることとなりました。現地調査当日の立ち会いは譲受人と父親が立ち会っていただき話を聞いてまいりました。譲受人は今までもこの土地で米を耕作しており、今まで作っていた流れから譲渡人から譲受人に譲り渡すということで話を聞いています。譲受人も両親も農業に従事していて農作業についても施設、機械等も十分揃っておりこの土地についても米をしっかり作っていくということなので問題ないと思います。
議 長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1については、申請のとおり許可することに決しました。
議 長 鎌 田 正 治 委 員	つづいて、整理番号2について、担当委員から説明願います。 現地調査を22日に事務局、担当委員4人で現地調査をしてまいりました。現状も耕作しているが、10年間の賃貸借とし、野菜の作付面積を増やしたいということです。現地を確認したところきれいに耕しておりほとんど草も見えないくらいきれいになっておりました。現地確認の結果、何も問題がないと思います。
議 長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長 田 幸 浩 委 員	譲受人は77歳女性で、現在の作付面積を増やし1人で耕作をするようですが、実際は大丈夫なのでしょうか。世帯全員でやっているなら家の中の問題ですが、将来、耕作放棄地にならないか心配です。
鎌 田 正 治 委 員	資料を見るとトラクター1台、耕耘機があり野菜に関しては今もやって

		いるようです。本人の立ち合いはありませんでしたが、おそらく大丈夫なものと思います。
議	長	事務局から他に説明などありますか。
橘 川 係 長	長	譲受人の農地台帳を確認したところ、世帯にもう 1 人息子がおり、議案書には 3 人中 1 人となっていますが、今回借り受ける農地については譲受人 1 人でやられる。他の農地につきましては世帯で表示されてしまっていたので他の耕作者の息子がやられる。本来、受入世帯は 3 人、稼働人員が 2 人と書くべきところでした。申し訳ございません。
議	長	そのほか質問はありませんか。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号 2 については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 2 については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号 3 について、担当委員から説明願います。
鎌 田 正 治 委 員		3 筆の無償移転です。譲渡人は現在、海外にいらっしゃるようで譲受人と住所は同じで兄弟となっております。現在の状況は、2 筆は自宅前の畑になっております。1 筆だけ少し自宅から離れています。当日全部確認しましたところ家の周りは家庭菜園で野菜を植えてあり、問題ありません。自宅から離れている農地も耕してもらっているようできれいになっていました。畑には大根、ネギなど多少残っていました。立ち会いは譲受人で今後も母と一緒に耕作するようです。問題ないと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号 3 については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 3 については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号 4 について、担当委員から説明願います。

鎌田正治委員		議案書で現況は田となっていますが畑になるかなと思います。無償移転です。譲受人が立ち会いました。申請地の隣に譲受人の自宅があります。自分で耕して畑としてこれから家庭菜園をしたいということです。高齢ですがとても元気です。息子さんがいらっしゃるようですがご自身で耕作するようです。きれいに草も刈っており耕していました。譲渡人がもう耕作できず、譲受人が今後引き継ぎたいということで無償移転でした。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号4については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号4については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号5について、担当委員から説明願います。
佐藤邦夫 推進委員		有償での譲渡です。22日に現場を確認しました。自宅が申請地の後ろにあります。耕作した跡があり草はありませんでした。この土地は前から借り受けていて譲渡人が東京にいますので耕作できないということです。譲受人の息子さんが近くにおり土日は手伝うということでしたので問題ないと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号5については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号5については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	整理番号6については、申請人の意向により一旦、保留となりました。次回の総会で審議をする予定です。
議	長	つづいて、整理番号7、8、9については、以前より、農用地利用集積計画に基づき賃貸借契約を交わしておりましたが、契約期間が満期となる

佐藤邦夫
推進委員
議長

ことから、農地法第3条の規定に基づき賃貸借契約を更新するものです。賃借人が同一の者であり関連性があるため、一括審議といたします。担当委員から説明願います。

現地を確認しましたところ、耕作の跡もありました。家族も6人おり、作業日数も問題ありません。耕作しているので問題ありません。

ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議長

長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号7、8、9については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

長 挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号7、8、9については、申請のとおり許可することに決しました。

議長

長 日程第8、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。事務局から説明願います。

古積事務局長
事務取扱

議案書の9頁、議案関係資料の27から28頁をご覧ください。2件の申請がありましたが、整理番号1は取下げとなりましたので、今回は整理番号2の1件となります。

議長
三品英樹委員

つづいて、整理番号2について担当委員から説明願います。

賃貸借権の設定で一時転用の申請がございました。当日は譲受人の社員に立ち会いいただき話を聞いてきました。地目は登記簿、現況とも田で今年も耕作されていたようです。その中で申請地は515㎡の中の152.5㎡を転用したいという申請です。転用の目的は田んぼの北側が農業用の堀、水路になっており、ここと田んぼと西側の道路が交差するところに3mから4mの橋がありその橋の補修工事のための作業ヤード、資材置場として使うということでした。工事期間は2か月間となっています。ここの道路はかなり幅が狭く2トン車がぎりぎり通れるぐらいの道路で作業するのに狭いということなので、田んぼを少し埋め立てる。道路と田んぼは1.2mぐらいの高低差があり、ここの法面のところに大型の土嚢を置き、法尻には土木シートを張り、その上に盛土をして鉄板を敷き、作業をしたり駐車場や資材を置き場として使ったりするということでした。立会人も極力田んぼは痛めたくない、かなり強くおっしゃっておりまして、来年の作付けま

		でには間に合うように田んぼとしてお返ししたいということです。問題ないと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第9、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の10頁および別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定により中間管理機構から農業委員会に対し意見を求められたものです。今回対象となる農地は、賃借権設定が1件、1筆で、面積は1,005㎡でございます。貸付期間は10年間となっております。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項に係る貸付相手の要件を満たしており、これまでも受け手が農作業受委託契約により耕作していました。なお、地域計画の地図については、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」の3頁に添付しており、現在も受け手が耕作している土地です。今後の事務処理については、本日農業委員会が決定する意見を農地中間管理機構に提出し、機構が農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。その後、機構から市が通知を受け認可及び公告を行う流れとなります。なお、市の促進計画の公告は令和8年1月26日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)

議	長	挙手多数であります。よって、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	日程第 10、議案第 4 号、岩沼市地域計画の変更（案）について、は議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号 1 と関連する議案であることから、併せて取下げとなりました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもって、第 24 回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後 2 時 10 分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 7 番 _____

委員 9 番 _____